

松川町定例農業委員会議事録 第1回（4月）

1 開催日時 令和6年4月24日（水） 16:00 ～ 17:40

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 17人

会 長 1 番 松下 敏章

会長代理 17 番 北沢 ひろみ

委 員	2 番	大場 健彦	3 番	米山 広敏	4 番	大澤 政弘
	5 番	佐々木 孝子	6 番	牛久保 守	7 番	米山 孝広
	8 番	齊藤 和勇	9 番	古谷 はるみ	10 番	大島 理可
	11 番	下澤 隆治	12 番	竹村 浩子	13 番	大場 武吉
	14 番	池田 毅	15 番	赤羽目 聖	16 番	松下 守

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 下井 昭二 係長 小沢 香織 主査 羽場 侑佳

6 会議の概要

(1) 開会 ー小沢係長 開会ー

(2) 会長挨拶 ー松下（敏） 会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 2 番 大場委員 3 番 米山委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 大島 2 筆 903 m² 畑 所有権移転

○松下（敏） 委員説明

譲受人は、都会から来た女性2人で、松川町の景色を気に入り、移住をしました。そこで、有機野菜を作りたいとの事です。また、黒囲みの部分に、住宅をそれぞれ建設したいとの構想があります。現地確認も行い、特段問題ないと判断しました。松川町で農業をやりたいとの事で是非応援したいと考えています。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 344㎡ 畑 東屋・庭 所有権移転

○米山（広）委員説明

場所は、153号線の弥久司交差点を南50m程度進んだところになります。申請地の上下の部分が譲受人の作業所となっています。申請地には、譲受人が利用者の憩いの場として東屋を設けたいとの事でこの申請となりました。

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 96㎡ 畑 資材・重機置場 所有権移転

○齊藤委員説明

広域農道松川大橋南へ100m程行ったところ。譲受人は建設の仕事をやっています。黒囲みの部分は資材・重機置場として使用していますが、事業を拡張したいとの事で今回の申請に至ります。雨水は地下浸透として、地面は碎石を敷きたいとの事です。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 3筆 1,053㎡ 田・畑 宅地分譲 所有権移転

○大場（健）委員説明

3人の地権者がいますが、3筆分まとめて宅地分譲としたいとの事で今回の申請となっています。周りは全て宅地となっているような場所ですので、この申請はやむを得ないかなと思います。周辺農地の所有者及び井水関係者にも同意が得られており、問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○齊藤委員

区画は何区画を予定しているのでしょうか。

○事務局

4区画で計画されています。

○会長

その他にご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて4番をお願いします。

○事務局説明

4番 元大島 2筆 669.17㎡ 畑 建売住宅 所有権移転

○赤羽目委員説明

郷原の信号から南へ200m程度、更に東へ200mいったところになります。申請地の道向かいに建設業社があるが、譲渡人が営んでいる会社です。選定理由として、出来るだけ平坦な道で日当たりが良く、町営水道が通っているという事項を加味して、3か所程候補があった中で、ここを選定しました。建売住宅として2つ分家を建てて、販売するという計画となっています。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて5番をお願いします。

○事務局説明

5番 元大島 1筆 233㎡ 田 倉庫敷地 所有権移転

○米山（広）員説明

申請地の右隣は、譲渡人の住宅及び倉庫となっていた所です。申請地は以前、農業用倉庫として転用届を出していました。あくまで地目は田のまま残っていました。今回、譲り渡すにあたって転用の申請に至っております。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 24 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○齊藤委員

議案番号2.3.4.5はまだ研修生なので農地を借りられないので、代わりに借りるという認識で良いでしょうか。

○交流センターみらい

齊藤委員の言う通りです。まだ借りられない間は、グリーンみらい・まつかわが代わりに農地を借りるという事になっています。

○齊藤委員

研修生が借りている所で、5年8か月となっているが、何か根拠はあるのでしょうか。

○松下(敏) 委員

つけ加えて質問ですが、議案番号 19 や 20 は他のところと違い、20年8か月とかなり長かったり、貸主が同じでも期間に違いがあるのは理由があるのでしょうか。

○交流センターみらい

資料参照。果樹研修生の貸し借りのみ抜粋してありますが、今回中間管理事業を通じて貸し借りの契約をしました。研修生2人からの希望が協働経営をしたいとの事でした。しかし同じ土地を2人の名前で借りることは出来ません。そこで、2人の借地面積等がほぼ一緒になるように設定しました。同じ筆を便宜上A・Bで分けて借りてもらうようにしました。また、契約期間については当事者(借主)からの希望を反映してあります。長期間の契約になっている場所については、将来住居を構える予定の場所付近であり、このような期間設定してあります。それ以外の場所は、中間管理事業の要件上、5年以上の貸し借り期間が必要ですので、それをクリアするような期間設定としてあります。

○松下(守) 委員

以前、南方でトラブルがあったところについて、空いた農地はどのようなになるのでしょうか。

○交流センターみらい

購入された方がいるので、その方が管理をする形です。半分は桃を植えたいとの事で、研修生との間で覚書も交わしたのですが、当初聞いていた話しが違ふとの事でこの話しはなくなり、覚書を破棄をしました。

○北沢委員

また同じ事にならないように検証等した方が良いのではないのでしょうか。

○交流センターみらい

問題がないように覚書まで交わしたのですが、このような事になってしまいました。良い話しがあれば研修生はすぐ乗りたくなってしまう。当時、みらいとしては、この話しは少し待った方が良くと止めたのだが、研修生側の意見もあるので難しい。今回の件を踏まえて、1対1で話しを進めないで色々な人の話しを聞きましょうと気をつけています。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第3号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

○北沢委員

昨年末、増野地区をパトロールしていたら、りんごがなったままの農園がありました。借主に話しを聞いたところ、心身共に体調を崩してしまったようです。年明けには貸主に

も話しを聞き、状況を確認しました。本人と面談を重ねる中で助けてほしいとの事でしたので、楽しみまし農の総会の中で、その話しをしました。いわゆる” ゆい” での活動なのでどれ位の人数が集まってくれるのか不安ではありましたが、最終的に 20 人程が集まり作業がスムーズに終わりました。改めて一人ではなく大勢で協力して行うって大事な事だと感じました。今後も見守りを続けていきたいです。

○米山（広）委員

先日地元での総会で、令和 7 年 4 月からは個人間での貸し借り（相対契約）が使えなくなるという話しをしました。その事を知らない人が多いので、周知を徹底した方が良いのでは。

○事務局

広報 6 月号（5 月配布分）にお知らせとして掲載予定です。また、令和 7 年 4 月までに契約が切れる方については、個別に随時案内通知を送付していきたいと思っています。

○牛久保委員

令和 7 年 4 月以降、契約をせずに貸し借りを行っていた場合、なにか罰則はあるのでしょうか。

○事務局

罰則は特にありません。

②事務局からの協議事項

- ・令和 5 年度 農地パトロールの結果について[資料 No. 1]
- ・令和 5 年度 遊休農地面積について[資料 No. 2]
- ・ふれあいガーデンの利用状況について [資料 No. 3]
- ・営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン及び太陽光発電事業の推進に関する条例について[資料 No. 4]

(6) 営農支援センターから

- ・部奈、中山地区で最適土地利用事業の検討開始。
- ・大沢地区、引き続き会議を重ねており、今回は 5/17 日（金）の予定。

(7) 閉会 一小沢係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

2 番 _____ 印

3 番 _____ 印